

令和6年度

最上川下流左岸農業水利事業

中央排水路（その6）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所

## 第1章 総 則

最上川下流左岸農業水利事業 中央排水路（その6）工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1 目 的

本工事は、国営最上川下流左岸土地改良事業計画に基づき、中央排水路の補修を行うものである。

### 2 工事場所

山形県酒田市板戸地内

### 3 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

（1）施工延長  $L = 163.000\text{m}$

測点 NO. 28～NO. 33+13

（2）主要工事内訳

コンクリート増厚工： $V = 121\text{m}^3$

仮設工 : 1式

### 4 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等85日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

### 2 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－9に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等は別に通知する。

### 3 工程制限

右岸工事用道路の仮設道路拡幅は、10月上旬以降と考えているが詳細は別途監督職員が指示するものとする。

## 第4章 現場条件

### 1 土質

本工事の施工場所の土質は、礫質土及び粘性土を想定している。

### 2 第三者に対する措置

#### （1）騒音及び振動対策

騒音及び振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

## (2) 境界対策

本工事周辺の道路、水路に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないように十分注意して施工しなければならない。

また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。

なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は受注者の責任において処理しなければならない。

## (3) 交通対策

ア 工事施工、資材搬入等で使用される道路等については、一般交通の通行に支障をきたさぬよう工事用車輛の運行には十分な注意を払わなければならない。また、工事用車輛は、工事区域内外の運行に際し、制限速度等を遵守しなければならない。

イ 工事用車輛は、主要資材の搬入搬出及び仮設材運搬時等において、車輛からの流出、飛散等を防止しなければならない。

ウ 工事用車輛の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事を指示することがある。このため、頻繁に工事用車輛の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は現況復旧を行うこと。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

## (4) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

## (5) 現場内への立ち入り制限等

安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。

## 3 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

## 4 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

## 第5章 指定仮設

### 1 工事用道路等

#### (1) 工事用進入路

ア 本工事の進入に当たっては、県道38号線（酒田市落野目字刈分）から市道へ進入する計画としている。

イ 市道への進入に関しては住宅前道路を供用することで計画しており、使用に当たっては、一般車両及び歩行者等に十分留意し、安全確保に努めなければならない。

#### (2) 工事用道路

中央排水路の管理用道路を工事用道路として使用する計画である。なお、工事期間中は受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

### (3) 仮設盛土材

工事用道路に使用する盛土材は、庄内町建設発生土受入地に仮置きしている発生土（山砂）を用いるものとし、撤去・搬出する際には監督職員の指示を受けるものとする。

### (4) 敷鉄板

工事用道路では中央排水路右岸側補修区間の仮締切施工範囲に敷鉄板を計画しているが、現場状況に応じて敷鉄板が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

## 2 仮廻し水路工

(1) 仮廻し水路工は、大型土のう全川締切及び高密度ポリエチレン管を使用して通水するものとする。

なお、高密度ポリエチレン管及び大型土のうは新渡資材置場及び庄内町資材置場に仮置きしているものを使用するものとする。

(2) 仮廻し水路工の施工に当たっては、施工前に機械の配置、敷設、撤去等について計画書を提出するものとする。

なお、積算上の工種区分等については現場説明書のとおり計画しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 仮廻し水路工設置時の排水路の通水能力は4.3m<sup>3</sup>/sとしているが、締切高を越える出水が発生するおそれがある場合は作業を中止するとともに、監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(4) 仮廻し水路を越水した場合等は、排水路内の安全が確認できた段階で洗掘等の調査を実施し、調査結果を監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(5) 工事着手時から排水路の水位観測を行い、記録を監督職員に提出するものとする。なお、事前に水位観測位置を監督職員に提出するものとする。現場での通水量について、想定以上であった場合は、監督職員と協議するものとする。

(6) 使用後の大型土のう及び高密度ポリエチレン管は、新渡資材置場及び庄内町資材置場に搬出するものとし、共通仕様書第1編1-1-21に基づき監督職員に報告するものとする。

## 3 残土等仮置場

残土等仮置場は次表のとおり、主な搬出予定量は次表のとおりである。

場所	搬出予定量	摘要
山形県酒田市広野字井戸鑄 (新渡資材置場)	50個 54m <sup>3</sup>	高密度ポリエチレン管（φ1000、4m） RC-40
山形県東田川郡庄内町西砂子262 (庄内町建設発生土受入地)	4m <sup>3</sup>	山砂

## 4 排水処理工

工事現場内における締切内の排水量は、次表のとおり想定している。

工種	排水区分	排水量	箇所数
コンクリート増厚工 底版コンクリート工 基礎コンクリートブロック（拡幅）	常時排水	0～6m <sup>3</sup> /h	12 (2台/箇所)

## 5 除雪工

除雪は降雪深が10cmに達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。

なお、除雪工は実績により変更する。

## 第6章 工事用地等

### 1 発注者が確保している用地

発注者が確保予定の工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図1-1及び別図1-2に示すとおりである。

ただし、工事用地は協議により、変更する場合がある。

### 2 工事用地等の使用及び返還

(1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。

(2) 工事用地等は、別紙-2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。

(4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。

(5) 工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、仮置きするものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

## 第7章 支給材料

### 1 支給材料

支給する材料は、次のとおりとする。

ただし、大型土のう及び高密度ポリエチレン管等の使用については、工事着手前に監督職員の立ち会いのうえ確認するものとし、損傷等から使用することができない事が確認された場合は監督職員と協議するものとする。

品名	規格	単位	数量	備考
高密度ポリエチレン管	φ1000 4m	個	50	
大型土のう中詰土	RC-40	m <sup>3</sup>	54	
仮設材盛土	山砂	m <sup>3</sup>	4	ルーズ状態

### 2 引渡し場所

引渡し場所は、山形県酒田市広野字井戸錆地内（新渡資材置場）及び山形県東田川郡庄内町西砂子262（庄内町建設発生土受入地）

なお、引渡し場所から本工事現場までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。

### 3 引渡し時期

監督職員と打ち合わせのうえ決定するものとする。

## 第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備及び負担しなければならない。

## 第9章 工事用材料

### 1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 砕石及び骨材

再生クラッシャーラン RC-40

購入土 山砂

(2) 鉄筋コンクリート用棒鋼

異形棒鋼 JIS G 3112 SD295

(3) コンクリート

JIS A 5308レディーミクストコンクリートとし、配合諸元は次表のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的
無筋コンクリート	18	15	20	65以下	BB	既設ブロック積水路の増厚
無筋コンクリート	18	8	40	65以下	BB	基礎コンクリート等

2 見本又は資料提出

主要材料及び監督職員が必要と認めた材料については、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
鉄筋	ミルシート
溶接金網	カタログ
砕石	試験成績書、粒度分析表
山砂	試験成績書、粒度分析表
目地材	カタログ
土木シート	カタログ
水抜きパイプ（フィルター付き）	カタログ
型枠用透水・はく離シート	カタログ
樹脂カプセル	カタログ
プライマー	カタログ
高密度ポリエチレン管継手	カタログ

3 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、これ以外の材料についても、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査・試験項目	備 考
-------	---------	-----

材 料 名	検 査 ・ 試 験 項 目	備 考
コンクリート	圧縮強度試験	50 m <sup>3</sup> 毎に1回

#### 4 資材の調達地域等

次表に示す資材は、次表の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
コンクリート		酒田市
再生クラッシャーラン	R C - 40	鶴岡市
山砂		鶴岡市
敷鉄板（仮設材）	t=22mm	酒田市

#### 5 工事に使用する土砂について

受注者は、工事に使用する購入土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書（採石法第33条による採取計画認可書、砂利採取法第16条による採取計画認可書、森林法第10条の2による林地開発許可書）の写しを監督職員に提出しなければならない。

## 第10章 施 工

### 1 一般事項

#### (1) 境界標識等

本工事の施工に先立ち、境界標識等について事前に監督職員立ち会いのもと確認しなければならない。なお、境界標識等は工事施工中に移動又は紛失しないよう留意しなければならない。

ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合わせの上、引照杭等を設け工事施工後に復元するものとする。

### 2 再生資源等の利用

#### (1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	R C - 40	底版コンクリート下の埋戻し

### 3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(株)安藤組	山形県東田川郡庄内町提興野字中島80	8:00~17:00	再資源化 施設業者
プラスチック廃材	(株)エコー	酒田市高砂字官林続10-17	8:30~16:30	再資源化 施設業者

#### 4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

#### 5 土工

##### (1) 掘削

ア 掘削土は、埋戻しに流用するものほか全て、残土等仮置場（庄内町建設発生土受入地）へ搬出しなければならない。

イ 掘削において、過掘となった場合は購入土を用いて（2）に準じて転圧を行い、埋戻さなければならない。

ウ 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

エ 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又はそのおそれが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

##### (2) 埋戻

ア 埋戻は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出しし、地山程度に締固めなければならない。

イ 本工事における埋戻は、掘削土を流用することで考えているが埋戻として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 6 既設構造物撤去工

(1) 工事施工上支障となる既設構造物は、事前に監督職員の立会の上、撤去範囲の確認を得るものとする。なお、撤去数量については計測確認を行い、差異が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 撤去した無筋コンクリート殻は、前記2に示す処理施設へ搬出するものとする。

#### 7 補修工

##### (1) 準備工

ア 水路内の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に提出するものとする。

イ 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理および水替え等について監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

ウ 降雨及び降雪対策、養生温度の確保、被覆材の飛散防止等のために必要と思われる場合は、適宜、ビニールシート等による養生を行うものとする。

## (2) 洗浄工

洗浄機を用い既設ブロック積水路表面及び既設基礎コンクリートブロック表面の泥や藻、苔の付着及び剥離箇所等局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

## (3) 表面処理工（コンクリート増厚工）

ア 施工に当たっては、事前に差し筋の位置を示した割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

イ 施工に当たっては、現況断面に併せて施工する。標準断面と異なる場合は、現況断面の寸法を確認し、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

ウ コンクリートの打込み後は、適切な方法により養生を行うものとする。

エ 伸縮目地は、既設目地と同間隔及び同位置で設けるものとする。

オ 型枠には型枠用透水・はく離シートを貼り付けて使用するものとする。

## (4) 底版コンクリート

ア コンクリートの施工に当たっては、十分に湧水処理を行うものとする。

イ コンクリートの打設に先立ち水路底を丁寧に整形するものとする。

なお、想定している土質と異なる軟弱層や洗掘の著しい箇所を確認した場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

ウ コンクリートの打込み後は、適切な方法で養生を行うものとする。

エ 伸縮目地は、既設目地と同間隔及び同位置で設けるものとする。

## (5) 基礎コンクリートブロック（拡幅）

ア コンクリートの施工に当たっては、十分に湧水処理を行うものとする。

イ コンクリート打設の施工に先立ち基盤面を丁寧に整形するものとする。

なお、想定している土質と異なる軟弱層や洗掘の著しい箇所を確認した場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

ウ コンクリートの打込み後は、適切な方法で養生を行うものとする。

エ 伸縮目地は、護床工と同間隔及び同位置で設けるものとする。

## 8 水路付帯工

### (1) 水抜き工

ア 施工に当たっては、事前に水抜き孔の位置を示した割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

イ 水抜き孔は、硬質ポリ塩化ビニル管を1.5mに1箇所の割合で設置しなければならない。

ウ 水抜きパイプ全孔の設置記録（設置深さ）を監督職員に報告するものとする。

### (2) コンクリート削孔工は既設裏込材に到達するまで削孔しなければならない。

## 9 付帯工

### (1) 安全ロープ等

安全ロープ及びステップの設置位置については、事前に監督職員と協議するものとする。

また、ステップの取付けについては、施工実態を調査し、監督職員と協議するものとする。

## 10 仮設工

ア 借地の利用に当たっては、農地内に建設廃材等（砂利等骨材、コンクリート殻、鉄筋、ビニールシート等）が混入しないように、受注者の責任において行うものとする。

イ 工事の施工上支障となる枝葉等については、範囲や実施方法を事前に監督職員と協議の上、枝払いを行うものとする。

なお、枝払いした枝葉等は、産業廃棄物処理場へ搬出すること。

## 第11章 施工管理

### 1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告によるものとする。

### 2 施工管理

本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

(1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
洗浄工	外観	表面に付着物がなく、劣化物のないコンクリートブロック面であること。	仮締切工の延長毎の割合で処理面を目視確認する。左右岸の側壁を確認する。
コンクリート 増厚工	厚さ	基準値：+20mm、-13mm 規格値：-20mm	仮締切工の延長毎に1箇所割合で測定する。左右岸の側壁及び天端部の4点を測定する。
	法長	基準値：+30mm、-30mm 規格値：-50mm	仮締切工の延長毎に1箇所割合で測定する。左右岸の側壁の2点を測定する。
	外観	増厚面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ等がないこと。	仮締切工の延長毎の割合で増厚面を目視確認する。左右岸の側壁及び天端部を確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≥設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。
底版コンクリート工	幅	基準値：-65mm 規格値：-100mm	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。
	厚さ	基準値：-13mm 規格値：-20mm	

(2) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工種	撮影基準	撮影箇所
洗浄工	仮締切工毎につき1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。	施工前後の表面の状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凸凹の状況を撮影。
コンクリート 増厚工	仮締切工毎につき1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。	施工状況、使用機械、スランプ計測状況、厚さ、法長、面積測定状況を撮影する。
底版コンクリート工	仮締切工毎につき1箇所の割合で撮影する。左右岸を撮影する。	施工状況、使用機械、スランプ計測状況、厚さ、法長、面積測定状況を撮影する。

### 3 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙－3「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確保が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

### 4 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

#### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### (2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、（3）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（[https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\\_digital.html](https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

## 第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関与する主な事項は、次のとおりである。

なお、両者協議の上、軽微と認めた事項については、変更しないことがある。

- 1 土質状況または現場状況等により構造及び工法を変更した場合
- 2 転石が出現した場合
- 3 排水方法の変更及び排水量が著しく増減した場合
- 4 土質状態により、建設発生土の集積場所を変更する必要が生じた場合
- 5 基礎コンクリート地盤の簡易支持力試験が必要となった場合
- 6 補修範囲及び数量に変更が生じた場合
- 7 施工上新たな工種の追加が必要となった場合
- 8 交通対策等が必要となった場合
- 9 除雪量に変更が生じた場合
- 10 仮締切工の工法を変更した場合
- 11 新たな高密度ポリエチレン管継手及び大型土のう等の仮設材が必要となった場合
- 12 既設道路の使用状況により敷鉄板の配置に変更が生じた場合
- 13 既設道路の使用状況により道路補修が必要となった場合
- 14 現況護岸高等により構造を変更した場合
- 15 建設資材廃棄物の追加または処理量が増減した場合
- 16 耕地復旧工の追加が必要となった場合
- 17 監督職員が設計変更に必要な調査、測量、設計及び図面作成並びに歩掛調査等を指示した場合
- 18 遠隔確認を行う場合
- 19 第三者との協議により変更が生じた場合
- 20 その他両者協議の上、必要と認めた場合

## 第13章 その他

### 1 契約後VE提案

#### (1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

#### (2) VE提案の意義及び範囲

ア VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

#### (3) VE提案書の提出

ア 受注者は、(2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

- (ウ) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- (エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係
- (オ) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
- (カ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

#### (4) V E提案の適否等

ア 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E管理費」という。）を削減しないものとする。

キ V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記カのV E管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### (5) V E提案書の使用

発注者は、V E提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

#### (6) 責任の所在

発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

## 2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

・工事完成図書の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

### 3 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

### 4 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

### 5 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費

用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 6 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
  - 運搬費：建設機械の運搬費
  - 準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

## 7 部分払について

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙-4「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

## 8 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

### (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

### (2) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、

次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

### （3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

### （4）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行なう対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

### （5）建設コンサルタントの出席

上記8.（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（6）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

## 9 週休2日による施工

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

（2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、

安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合等があれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

#### ア 補正係数

項目	4週8休以上
現場閉所率	28.5% (8日/28日)以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

#### イ 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記アに示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02

#### 10 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績

評定に基づく工事成績の合計は 100 点を超えないものとする。なお、加点点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

**【働き方改革】**

- 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ  
現場  
閉所  
によ

る月単位の週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3 - 1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点点評価する。ただし、月単位の週休 2 日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]

ウ 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

- その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

## 11 現場環境の改善の試行

(1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な経費を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア (ア) ~ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

(2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の (ア) ~ (サ) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、(シ) ~ (チ) については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

**【快適トイレに求める機能】**

(ア) 洋式（洋風）便器

- (イ) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】

（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

12 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
------	--------------

仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報器等） ウ 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事PR看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

### 13 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工期：令和6年9月19日から令和7年3月10日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和6年9月18日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

### 14 工事实績情報システム（CORINS）への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

### 15 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。  
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和27年法律第165号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数 : 1.2

16 総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式 (包括的単価個別合意方式) の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

18 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

19 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算 (以下、「1日未満積算基準」という。) は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料 (見積書、契約書、請求書等) により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

20 再生資源利用計画（共通仕様書に記載済み）

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

21 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

22 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥また建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

23 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制等の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。

24 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「22 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「23 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

25 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

## 第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
土砂等運搬		式	1	
積込 (ルーズ)		式	1	
掘削補助機械搬入搬出		回	12	
床掘り	基礎コンクリート部	式	1	
(2)作業土工	基礎コンクリート部			
基面整正		m <sup>3</sup>	98	
埋戻	RC-40購入 (構造物周辺)	m <sup>3</sup>	18	
埋戻	礫質土 (B<1.0m)	式	1	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物取壊し工	底盤コンクリート			
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>	25	
底盤コンクリート切断	無筋コンクリート	m	352	
殻運搬	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>	25	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>	25	
(2)構造物取壊し工	天端コンクリート			
天端コンクリート切断	無筋コンクリート	m	2	
殻運搬	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>	3	
殻運搬・処理 (産業廃棄物処分費)	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>	3	
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m <sup>3</sup>	3	
3. 補修工				
(1)高圧洗浄工				
洗浄工	表面処理工 (コンクリート増厚工) 7.8Mpa	m <sup>2</sup>	590	
洗浄工	基礎コンクリートブロック (拡幅) 7.8Mpa	m <sup>2</sup>	163	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)表面処理工	コンクリート増厚工			
目地板	目地板 (ゴム発泡体) t=10mm	m <sup>2</sup>	12	
コンクリート	18-15-20 BB	m <sup>3</sup>	121	
型枠		式	1	
型枠用透水・剥離シート	3回転用	式	1	
差し筋設置	D13, SD295, L=170mm	ton	0.097	
コンクリート削工 (電動ハンマドリル)	φ 16, L=100mm	孔	637	
溶接金網設置工	φ 6, 150×150	m <sup>2</sup>	933	
溶接金網固定用鉄筋	D10, SD295	ton	0.359	
(3)底盤コンクリート工				
コンクリート	18-8-40 BB	m <sup>3</sup>	20	
目地板	目地板 (ゴム発泡体) t=10mm	m <sup>2</sup>	2	
(4)底盤コンクリートブロック (拡幅)				
コンクリート	18-8-40 BB	m <sup>3</sup>	35	
型枠		式	1	
差し筋・配力筋設置加工	D13, SD295, L=530mm D13, SD295, L=9900mm	ton	0.489	
コンクリート削工 (電動ハンマドリル)	削孔長L=100mm	孔	326	
樹脂カプセル	D13用	本	326	
プライマー塗布		m <sup>2</sup>	114	
目地板	目地板 (ゴム発泡体) t=10mm	m <sup>2</sup>	3	
(5)天端コンクリート				
砕石埋戻	RC-40, t=150	m <sup>3</sup>	4	
4. 水路付帯工				
(1)水抜き工				
水抜きパイプ	φ 50フィルター付き	本	228	

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート削孔工（穿孔機）	削孔長L=350mm	孔	228	
5. 仮設工				
(1) 仮設道路工				
敷鉄板	設置～賃料～撤去, t=22	m <sup>2</sup>	721	
安定シート		m <sup>2</sup>	92	
土砂運搬		式	1	
締固工	山砂	m <sup>3</sup>	32	
床掘		式	1	
土砂運搬		式	1	
(2) 仮廻し水路工				
仮廻し水路		式	1	
大型土のう運搬		式	1	
(1 4) 排水処理工				
排水ポンプ	常時排水、0～6m <sup>3</sup> /h	箇所	12	
(1 5) 廃プラスチック処分				
廃プラスチック処分	土木シート	m <sup>3</sup>	0.280	
廃プラスチック処分	土木シート以外	m <sup>3</sup>	0.070	
(1 6) 除雪工				
除雪工	機械除雪（工事用進入路）	m <sup>3</sup>	3,040	
除雪工	機械除雪（工事用道路）	m <sup>3</sup>	365	
(1 7) 雪寒仮囲い工				
雪寒仮囲い工		式	1	
6. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設（積上げ）				

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
運搬費				
仮設材輸送		式	1	
仮設材輸送		式	1	

## 国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
  - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
  - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

### 記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。  
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
  - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
  - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。  
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。  
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
  - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

## 工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

### 1 総則

#### 1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

#### 1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

#### 1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

### 2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

### 3 遠隔確認の実施

#### 3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

##### (1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

##### (2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

### (3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

## 3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

## 3-3 遠隔確認の実施

### (1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

### (2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

### (3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

### (4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

## 4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

## 5 留意事項

遠隔確認の活用には、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

## 6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

## 7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

## 8 積算

### (1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

### (2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

9 特別仕様書（記載例）

項 目	記 載 例
1. 特別仕様書	<p>第〇章 施工管理</p> <p>(○) 工事現場等における遠隔確認について</p> <p>1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。</p> <p>2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、〇〇〇〇である。</p> <p>4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>

## 別紙－４

### 出来高部分払方式実施要領

#### 1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

#### 2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

#### 3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

#### 4 入札・契約

##### (1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

##### ① 公告等への記載

以下に該当するものに、        内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合                  : 入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合          : 揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合          : 送付資料

(記載例)

(○) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

##### ② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の        内の文を記載するものとする。

(記載例)

##### 第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

## (2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能なように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について  
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について  
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）  
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

## 5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

### (1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

### (2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

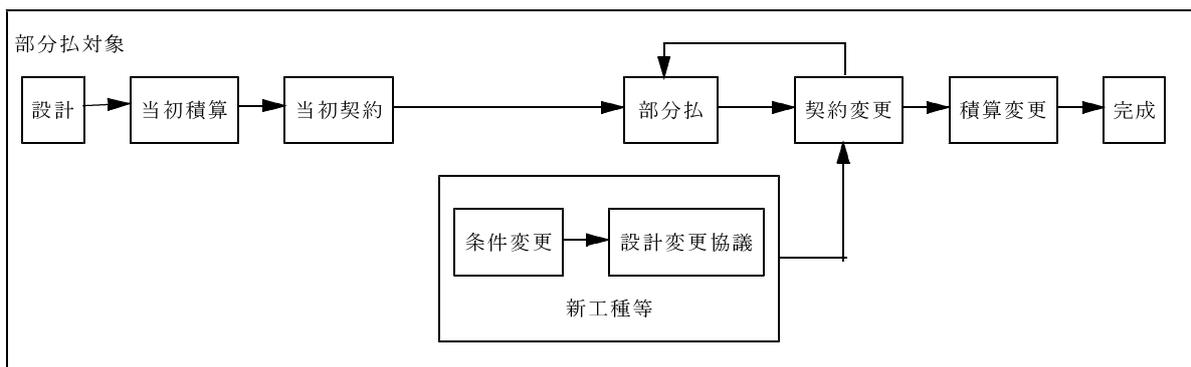
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

## 6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の[ ]内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

## 7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

## 8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

## 9 検査

### (1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

### (2) 検査の実施

#### ① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要のある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

#### ② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成21年4月1日以降手続を開始する契約から適用する。

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 (4割以内の前払金請求書とともに提出)

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 ( I )

¥ (工事請負契約書第35条第4項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座名義		

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 (Ⅱ)

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○〇〇〇〇工事

1. 請負代金額 ¥

2. 前払金請求額 ¥

3. 受領済前払金額 ¥

4. 未受領前払金額 ¥

指定振込銀行	預金種別	口座番号
ふりがな		
口座名義		

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

出 来 高  
工 事 期 間  
認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請 負 代 金 額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

(注意) 出来高認定資料(出来高報告書、履行報告書等)を添付すること。(請負代金額の10分の2以上の場合)

工事工程表を添付すること。(工期121日以上経過(ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)の場合)

.....

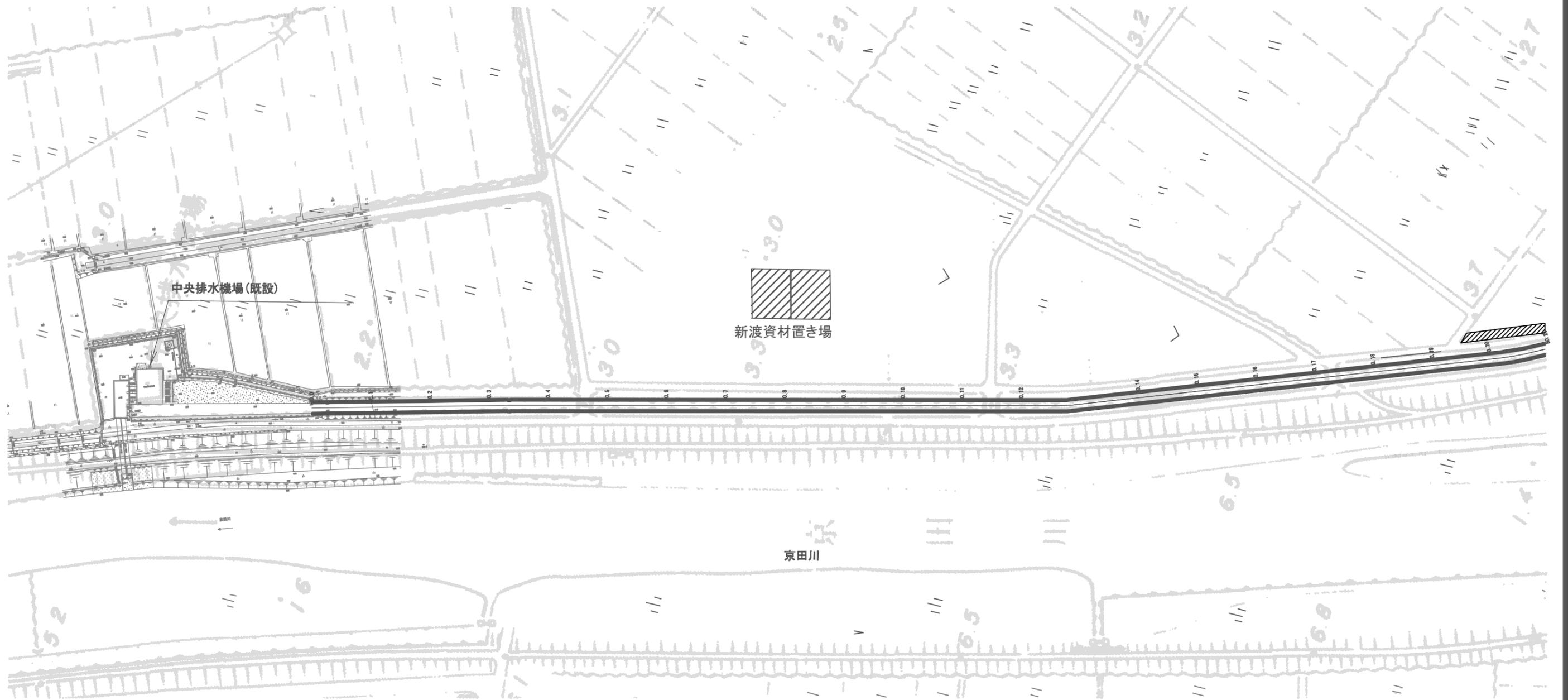
認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

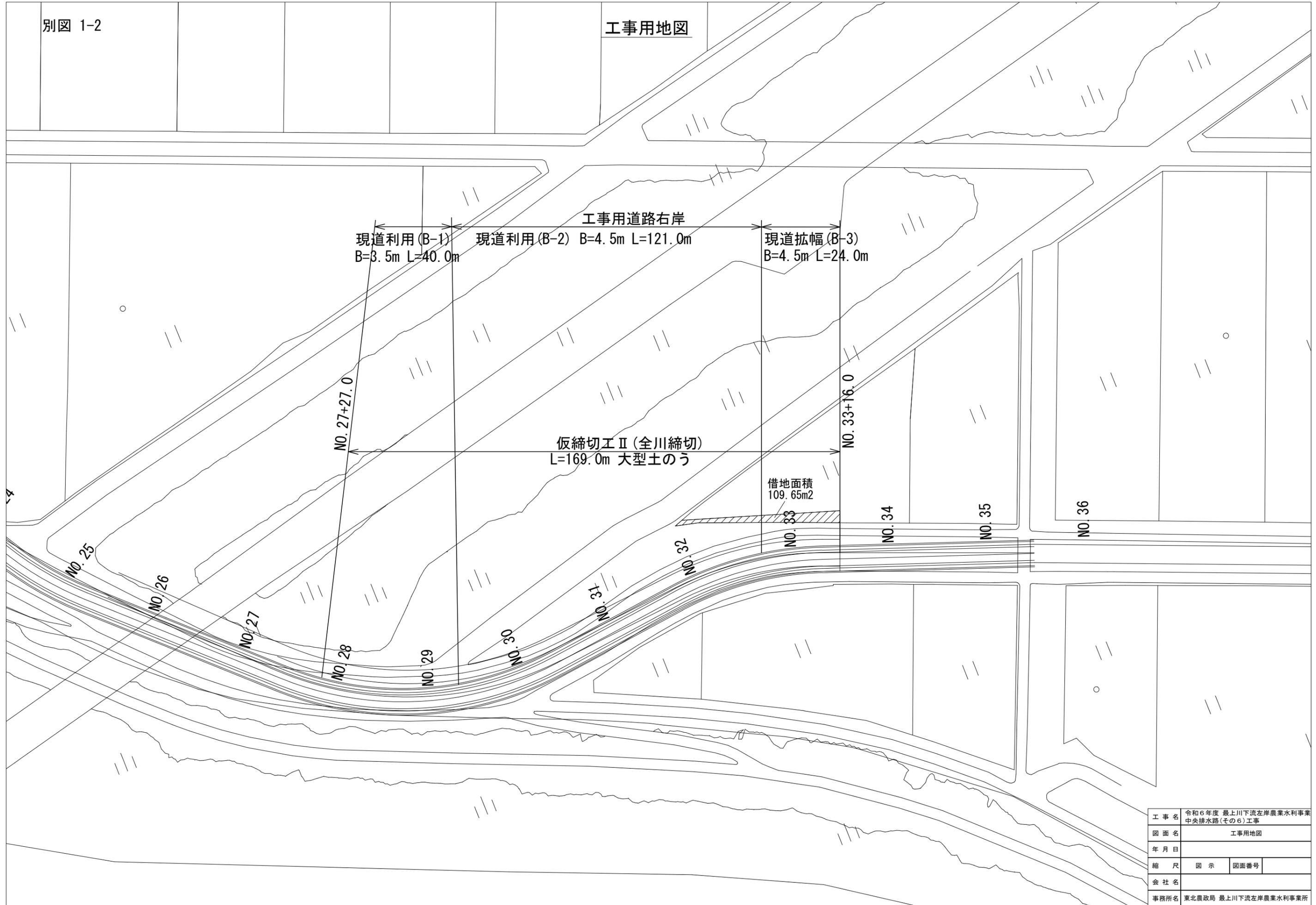
受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)



 工事用地

工事名	令和4年度 最上川下流左岸農業水利事業 中央排水路(その5)工事		
図面名	工事用地図		
年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所		



工事名	令和6年度 最上川下流左岸農業水利事業 中央排水路(その6)工事		
図面名	工事用地図		
年月日			
縮尺	図示	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所		

令和6年度  
最上川下流左岸農業水利事業  
中央排水路（その6）工事

図 面 目 録

図面番号	図面名称	枚数	備考
1	位置図	1	
2	計画平面図	1	
3	計画構造図	1	
4	仮設計画図	1	
5	仮設図	1	
	計	5	